

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、社会福祉法第45条の35の規定に基づき、社会福祉法人宮城県共同募金会（以下「この法人」という。）の役員及び評議員並びに委員会委員等（以下「役員等」という。）の受ける報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について定めるものとする。

(委員会委員等)

第2条 前条の委員会委員等とは、別表第1に掲げる委員会の委員をいう。

(報酬等)

第3条 会長、副会長、常務理事及び監事のうち常勤の役員には、別表2に定める額の範囲内の報酬及び通勤手当（以下「報酬等」という。）を支給するものとする。

2 会長、副会長、常務理事及び監事のうち非常勤の役員には、勤務実態に即して報酬及び通勤手当を支給することができる。

3 第1項及び第2項の報酬の額は、別表第2及び第3に定める額の範囲内で、理事会に諮った上で、評議員会において決定する。

4 第1項及び第2項の通勤手当の額については、職員給与等支給規程（以下「給与等規程」という。）第22条の規定を準用するものとする。

5 第2項の報酬及び交通費の額は、別表第3に掲げる額とする。

6 役員及び評議員並びに各種委員会委員が理事会、評議員会、各種委員会等に出席する場合は、別表4に掲げる日当及び交通費を支給するものとする。

(役員退職慰労金)

第4条 第3条第1項に規定する役員には、退職慰労金を支給しないものとする。

(重複報酬等の調整)

第5条 この法人の本部職員が、この法人の役員等を兼ねた場合においては、給与等規程による給与等の支給を停止し、第3条第1項の規定による報酬等を支給するものとする。

(支給方法)

第6条 第3条第1項及び第2項に規定する常勤及び非常勤役員の報酬等の支給方法については、給与等規程第6条の規定を準用するものとする。

(費用の弁償)

第7条 役員等が職務を行うための旅行又は会議等に出席したときは、費用の弁償として本会職員旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(関係規程の廃止)

2 次の規程は、廃止する。

(旧) 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

各種委員の費用弁償に関する規程

別表第1 (第2条関係)

委員会の名称
評議員選任・解任委員会
配分委員会
その他定款第37条の規定に基づき設置された委員会

別表第2 (第3条第1項関係)

役職名	勤務形態	報酬 (年額)	交通費の額
常務理事	常 勤	5,400,000 円(上限額)	給与等規程に準ずる。

別表第3 (第3条第3項関係)

役員等の区分	勤務形態	報酬額	交通費の額
会長、副会長及び常務理事	非常勤	1回につき 8,000 円	給与等規程に準ずる。
監事		1回につき 8,000 円	

別表第4 (第3条第6項関係)

役員等の区分	日当額	交通費の額
役員及び評議員	1回につき 5,000 円	給与等規程に準ずる。
評議員選任・解任委員会の委員	1回につき 5,000 円	
配分委員会の委員	1回につき 5,000 円	
定款第37条の規定に基づき設置された委員会の委員	1回につき 3,000 円	